

○飯塚市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第60号

(目的)

第1条 この告示は、高齢者世話付住宅(以下「シルバーハウジング」という。)等に居住する高齢者の安否確認、生活相談等を実施するための計画づくりを行うとともに、生活援助員の派遣、関係機関の連携及び各種資源を活用し、もって高齢者の安心を確保するための体制づくりを図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 飯塚市高齢者住宅等安心確保事業(以下「事業」という。)の実施主体は、飯塚市とする。

(事業の対象者)

第3条 この事業の対象者は、シルバーハウジング、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)による高齢者向け優良賃貸住宅(登録住宅)に居住する60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯(夫婦の一方が60歳以上であれば足りる。)又は60歳以上の高齢者のみから成る世帯とする。

(高齢者住宅等安心確保計画)

第4条 市長は、高齢者の安否確認、生活相談等の支援を適切に行うため、次に掲げる事項を定めた高齢者住宅等安心確保計画を策定するものとする。

- (1) 事業を実施する区域における安否確認、生活相談等の訪問活動が必要な高齢者の人数、その居住実態その他の事情を勘案した事業量の見込みに関する事項
- (2) 生活援助員、民生委員、在宅介護支援センターの訪問活動に従事する者の確保及び資質の向上に関する事項
- (3) 地域の関係機関との連携の確保に関する事項

(協議会の設置)

第5条 地域の関係機関の連絡体制を整備するため、飯塚市在宅介護支援センター連絡協議会を設置し、この中で高齢者住宅等安心確保に関することについて協議を行うものとする。

2 前項の協議会は、特に高齢者住宅等安心確保について協議する際は、生活援助員、在宅介護支援センター、行政機関及びその他市長が特に認める者で構成するものとする。

(生活援助員の派遣)

第6条 市長は、高齢者住宅等安心確保計画に基づき、生活援助員をシルバーハウ

ジング、高齢者の安定確保に関する法律による高齢者向け優良賃貸住宅及び高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)に派遣することができる。

2 生活援助員は、次に掲げるサービスを行うものとする。

- (1) 生活指導・相談
- (2) 安否の確認
- (3) 一時的な家事援助
- (4) 緊急時の対応
- (5) 関係機関との連絡
- (6) 前各号に掲げるもののほか、日常生活上に必要な援助

3 生活援助員は、在宅介護支援センター、介護保険施設又は通所介護事業等事業所の職員であつて、市長が適当と認めたものとする。

4 生活援助員は、採用時及びその後適宜、業務に必要な基礎的な知識及び技術に関する研修を受けるものとする。

5 生活援助員は、必要に応じ、訪問介護の派遣、通所介護事業所等を活用するなど高齢者に係る保険医療及び福祉の増進に関する諸事業との連携を図るものとする。

(費用の負担)

第7条 入居する者は、別表の費用負担基準により生活援助員派遣に要する費用を負担するものとする。

2 入居者の負担額は、月単位で決定するものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の庄内町高齢者住宅等安心確保事業実施要綱(平成16年庄内町告示第16号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

## 別表(第7条関係)

## 生活援助員派遣事業費用負担基準

	利用者世帯の階層区分	入居者負担額 (1箇月当たり)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円
B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税年額 9,600円以下の世帯	1,500円
D	生計中心者の前年所得税年額 9,601円以上32,000円以下の世帯	2,600円
E	生計中心者の前年所得税年額 32,401円以上42,000円以下の世帯	3,800円
F	生計中心者の前年所得税年額 42,001円以上の世帯	4,900円